

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

令和7年施行改正育児・介護休業法について Part3

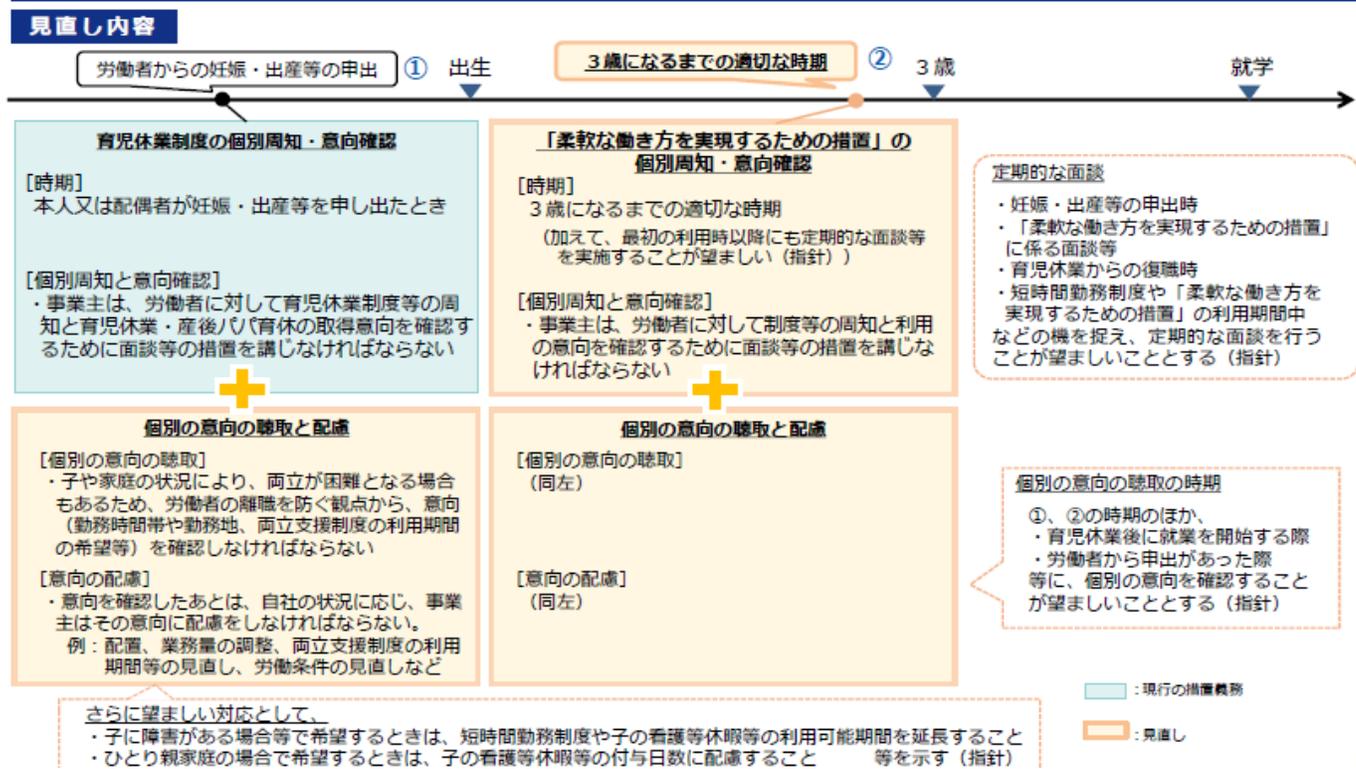
今月のニュースレターでは、[先々月号](#)、[先月号](#)に引き続き改正育児・介護休業法の改正内容をご案内いたします。

■ 改正育児・介護休業法の改正内容は？

● 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主の義務になります。

妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主に義務づけられます。

施行日: 令和7年10月1日



3

厚生労働省「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の概要」より

1. 労働者が事業主に対し、**労働者またはその配偶者が妊娠し、または出産したこと等を申し出たとき(※)**に、労働者に対して、育児休業申出等に係る労働者の意向を確認するための面談その他の厚生労働省令で定める措置を講ずるに当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、**申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出をした労働者の家庭の状況に起因して子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして厚生労働省令で定める就業に関する条件に係る当該労働者の意向を確認しなければならない。※3歳になる時期も同様**
2. 意向を確認した労働者に係る就業に関する条件を定めるに当たっては、**意向に配慮しなければならない。**
3. 1により確認された意向の内容を理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

■ 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前に個別で意向聴取をおこなう内容は？

事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません

- 勤務時間帯（始業及び終業の時刻）
- 勤務地（就業の場所）
- 子の養育に関する制度または措置（※）を利用することができる期間に係ること
- 職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する就業に関する条件

※ 育児休業に関する制度、子の看護等休暇に関する制度、所定外労働の制限の制度、時間外労働の制限の制度、深夜業の制限の制度、育児のための所定労働時間の短縮措置、所定労働時間の短縮措置の代替措置、柔軟な働き方を実現するための措置その他子の養育に関する制度または措置

■ 3歳になるまでの適切な時期の面談について、個別周知・意向確認の適切な時期・個別周知する事項の内容は？

【面談の時期】

労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間

（1歳11か月に達した日の翌々月から2歳11か月に達する日の翌日まで）

【個別周知する事項等】

- 事業主が選択して措置した「柔軟な働き方を実現するための措置（2つ以上）」（ニュースレター10月号にて掲載）
- 「柔軟な働き方を実現するための措置」の制度の申出の申出先（例：人事部など）
- 3歳以降小学校就学前までの子を養育する労働者が請求できる所定外労働・時間外労働・深夜業の制限に関する制度

【個別周知・意向確認の方法】

- ① 面談（※）
 - ② 書面交付
 - ③ FAX（※）
 - ④ 電子メール等（※）
- のいずれか
- ※①はオンライン面談も可能。
※③④は労働者が希望した場合のみ。

参考リンク

厚生労働省「育児・介護休業法改正ポイントのご案内」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>

育児・介護休業規程に関してご相談等がございましたら、[こちら](#)のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

◆12月の労務スケジュール

- ～12/31 11月分社会保険料納付
- ～12/10 11月分源泉徴収税額住民税額の納付
給与 年末調整の実施



Legal Networks
CORPORATION

<https://www.kintakanrikenkyujo.jp/>

編集担当：奥田

編集責任者：勝山

社会保険労務士法人
リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-34-13 第一貝塚ビル302号

TEL：
03-6709-8919